平成２９年（フ）第７８号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　６－703号
債務者　百井ゆきえ（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
富山市五福5208番地　ラ・アズール102号
債務者　櫻井　一士
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
千葉県柏市高南台３丁目11番地　サンビレッジ沼南３－101号
債務者　石川亜紀子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５６号
千葉県松戸市小金２番地　ピコティ北小金西館610号
債務者　渡部　鉄治
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５８号
千葉県松戸市新松戸南１丁目311番地　コーポ寿江208号
債務者　金子　正昭
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８３号
千葉県流山市大字流山941番地の２　セツコーポ106
債務者　赤坂　清子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９３号
千葉県柏市あけぼの５丁目１番14号　ビラ柏106号
債務者　谷中　利幸
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４６号
神奈川県伊勢原市高森２丁目26番19号
債務者　藤田　英一
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１５６号
神奈川県秦野市今泉648番地の18　リフレッシュハイツ　103号
債務者　虻川　藍里（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７５１号
名古屋市緑区乗鞍３丁目137番地　ヴィンヤード303号室、従前の住所名古屋市緑区徳重３丁目904番地の14
債務者　岩田　恵子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９９号
名古屋市守山区森孝東２丁目401番地　黒石東住宅３棟301号
債務者　渡邉　光徳（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２９号
愛知県長久手市申平1369番地１
債務者　近藤　由佳
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７７号
愛知県知多市にしの台２丁目1601番地の２、従前の住所愛知県東海市荒尾町宮ノ川37番地の１　神野ビル（302号）
債務者　宮﨑　正喜
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９１号
愛知県瀬戸市北脇町54番地　北脇荘26
債務者　川角　正得
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６２号
愛知県知多市八幡字前田29番地の11
債務者　足立秀年こと　アダチ　ロビン　イデトシ（ＡＤＡＣＨＩ　ＲＯＯＢＩＭ　ＩＤＥＴＯＣＩ）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９号
神奈川県小田原市飯田岡103番地の４　植田荘101
債務者　大谷　信二
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８８号
神奈川県小田原市飯田岡105番地の５　ソレイユ壱番館203号室
債務者　大島　秀明
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部